

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標1

基本目標	主要課題	施策体系区分				実施事業					No.		
		基本施策	施策番号	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果		令和5年度 事業計画	
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 附属機関等への女性の参画の拡大	1	附属機関等への女性の参画の促進	市政に対する女性の参画機会を拡大するため、「附属機関等に関する指針」の徹底を図り、積極的に参画を推進します。	総務課	長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針	より幅広い分野から市政に参画してもらうと共に、女性の参画を積極的に進め「長野市男女共同参画基本計画」に基づき、女性委員の割合が40%以上になるよう努める。また、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に盛り込まれている20%以上の市民公募枠の確保を図り市民参画を積極的に推進する。	チェックリストの活用により、所管所属の「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」への意識定着に努めるとともに、推薦団体の意向等により目標値を達成できていないものについて、同指針の趣旨を踏まえた対応を各附属機関の所管所属に促していく。	審議会等委員の選任時に、各附属機関の所管所属がチェックリストを作成することにより、長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針への意識定着が図られてきている。しかし、目標値を達成できなかった附属機関もあるため、引き続き各附属機関の所管所属に女性委員の登用及び公募枠の確保を促していく必要がある。	チェックリストの活用により、所管所属の「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」への意識定着に努めるとともに、推薦団体の意向等により目標値を達成できていないものについて、同指針の趣旨を踏まえた対応を引き続き各附属機関の所管所属に促していく。	1	
						人権・男女共同参画課	講師の派遣	各所属における職場研修開催に際し、担当課の要請により、当課職員を講師として派遣する。	市役所の部課を対象に、相談指導員等職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナーを開催する。	なし	市役所の部課を対象に、相談指導員等職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナーを開催する。	2	
			所管課								3		
		② 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用	3	女性職員の職域拡大とキャリア形成の支援	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、性別に捉われない業務分担や女性職員の職域拡大、キャリアパスの選択肢を広げるための幅広い職務経験の付与やキャリアデザイン研修の充実を図ります。	職員課	人事における取り組み	市の女性職員について、慣例にとられない柔軟な配置を進め、職域の拡大を推進する。	女性職員が配置されてこなかったポストや、企画・立案部門への登用など柔軟な配置を進め、人材育成に向けた取組を推進する。	・企画立案を行う部署へ新規採用の女性職員を積極的に配置 ・令和5年4月1日現在 課長補佐以上の女性管理職の登用率 10.4% (前年比+0.9%) 64/616人 (前年比+7人)	女性職員が配置されてこなかったポストや、企画・立案部門への登用など柔軟な配置を進め、人材育成に向けた取組を推進する。	4	
						職員研修所	キャリアデザイン研修の実施	節目となる時期の職員に対し、自分の能力等を把握して将来のビジョンをデザインし、実現のためにキャリア形成・開発をどう図るかを学び、考える機会を提供する。	・採用3年目・33歳・43歳の職員を対象にキャリアデザイン研修を実施する。 ・研修内容・研修時期についての検討を行う。	キャリアデザイン研修を以下のとおり実施した。 (1) 採用3年目職員 8/22 36名 8/23 33名 (2) 33歳の職員 11/ 2 39名 (3) 43歳の職員 10/ 5 43名 講師：外部講師	・33歳、43歳の職員を対象に、キャリアデザイン研修を実施する。 なお、採用3年目職員に向けたキャリアデザイン研修は、今年度から廃止するもの（理由：近年、職員の年齢層に開きがあり、画一的な研修が実施できないため）	5	
			職員課	人事における取り組み	市の女性職員の管理職への登用を推進する。	【統合版】長野市役所特定事業主行動計画における管理的地位（課長相当職以上）にある職員の女性割合を令和7年度までに10%以上とする目標に向け、女性の管理職への登用の拡大を図る。	・令和5年4月1日現在 課長級以上の女性管理職の登用率 4.45% (前年比+0.08%) 11/247人 (前年比+1人)	【統合版】長野市役所特定事業主行動計画における管理的地位（課長相当職以上）にある職員の女性割合を令和7年度までに10%以上とする目標に向け、女性の管理職への登用の拡大を図る。	6				
		③ 政治分野における女性の参画促進	5	女性のための講座の実施	多様な人材が参画する意義や必要性について啓発を行うとともに、政治や行政への女性の関心と理解を深める講座や啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	女性を対象に、政治や行政への関心と理解を深める講座を開催する。	女性活躍推進講座 2講座(2回)	県企画講座(サテライト)1講座	県企画講座(サテライト)1講座	7	
						人権・男女共同参画課	地域における男女共同参画の推進	地域活動において女性が「意見を述べる場、意思決定の場」へ積極的に参画するための取組を行う住民自治協議会等に対し、支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	セミナー回数 8地区10回 参加者数321人	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	8	
		主要課題2 地域活動等における男女共同参画の推進	④ 男女共同参画の視点を取り入れた地域力向上	6	男女共同参画への理解を深める講座の開催	家庭・地域学びの課	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座を通じて啓発活動を推進します。また、女性が市政や政策・方針決定の場に積極的に参画する意識の醸成を図ります。	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座の開催	男女共同参画をテーマにした講座等を開催する。	企画公民館数：4館 事業数計：6事業 開催回数：計13回 延べ学習者数：132人	男女共同参画をテーマにした講座等を開催する。	9	
						地域活動支援課	住民自治協議会等への働きかけ	人権・男女共同参画課が住民自治協議会等に対し、女性参画について説明する場を提供するとともに、地域での取組を促す。	住民自治連絡協議会理事会において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	年4回の住民自治連絡協議会理事会で説明する場はあったが、協議事項としての依頼や要望がなかった	住民自治連絡協議会理事会において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	10	
	人権・男女共同参画課			住民自治協議会等への働きかけ	住民自治協議会等に対し、女性参画や選択事務に関する説明を行い、地域での取組を促す。	住民自治連絡協議会理事会においての説明	役員解散時に依頼（文書）	行政連絡区長との意見交換の実施	11				
	人権・男女共同参画課			女性リーダー育成講座の開催	地域づくり等における男女共同参画・女性活躍の推進にかかる意識向上を図る講座を開催する。	女性リーダー育成講座 1講座(5回)	女性リーダー育成講座 1講座(1回)	政治・行政・地域活動参画講座 1講座(5回)	12				
	⑤ 地域における女性の参画の促進		9	女性役員登用への働きかけ	地域活動支援課	地域活動に取り組む諸団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用について働きかけなどを行います。	地域活動支援課	住民自治協議会等への働きかけ	人権・男女共同参画課が住民自治協議会等に対し、女性参画について説明する場を提供するとともに、地域での取組を促す。	住民自治連絡協議会理事会において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	年4回の住民自治連絡協議会理事会で説明する場はあったが、協議事項としての依頼や要望がなかった	住民自治連絡協議会理事会において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	13
					人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	住民自治協議会をはじめ各種団体等が行う、地域づくり等における男女共同参画の意識向上を図るセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	【再掲】 セミナー回数 8地区10階 参加者数321人	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	14		
			人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	女性のエンパワメントの推進のための講座を開催する。	エンパワメント講座 4講座(4回)	エンパワメント講座 2講座(2回)	エンパワメント講座 2講座(2回)	15	

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標1

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分				実施事業					No.
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果	令和5年度 事業計画	
基本目標1 あらゆる分野 で女性が活躍 できる環境づ くり	主要課題2 地域活動等 における男女 共同参画の 推進	⑥ 地域防災・復興 における女性の 参画拡大	11	防災における女性の参画の 拡大	女性の意見を反映させるため、長野市 防災会議における女性委員の割合を高 めます。	危機管理防災課	長野市防災会議への 女性委員就任	長野市防災会議における女性委員の割合を高め る。	引き続き女性の推薦について配慮いただくよう関 係機関に周知する。	女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に 周知し、女性委員の人数は変化なし。	引き続き女性の推薦について配慮いただくよう関 係機関に周知する。	16
			12	男女共同参画の視点を取り 入れた防災体制の構築	災害に関する各種対応マニュアル等につ いて、男女共同参画の視点を踏まえ 作成します。 避難所用の備蓄において、男女のニ ーズの違いに配慮するなど、男女共同 参画の視点をもって取り組みます。	危機管理防災課	災害に関する各種 対応マニュアル等 に男女共同参画 の視点の反映	各課に対して、災害対策本部各班個別対応マ ニュアル総括表等災害に関する各種対応マニ ュアルの作成・修正を依頼する際には、男女共同 参画の視点を踏まえるよう周知していく。	各課に対して、各種対応マニュアルの作成・修正 を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏ま えるよう周知していく。	災害に関する各種対応マニュアル等を作成・修正 時には男女共同参画の視点からの防災・復興ガ イドライン（内閣府）に基づき、女性の視点など を取り入れた災害対策の推進について、地域防災 計画の重点項目へあらたに追加した。	各課に対して、各種対応マニュアルの作成・修正 を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏ま えるよう周知していく。	17
						人権・男女共同参画課	男女共同参画セン ター企画講座の開 催	男女共同参画の視点から災害対応にあたるこ のできる地域の人材を育成することを目的とし た講座を開催する。	地域防災講座 1講座	未実施	県企画講座（サテライト） 1講座 地域防災講座（県との共催） 1講座	18
			13	女性消防吏員・女性消防団 員の拡大	【統合版】長野市役所特定事業主行 動計画」に基づき、全消防吏員に占め る女性消防吏員割合の引き上げを図り ます。 また、地域防災の要となる消防団につ いては、女性団員の確保に取り組み、 女性の視点からの防災対策充実を図り ます。	消防局総務課	人事における取り 組み	女性消防吏員の採用を推進する。	【統合版】長野市役所特定事業主行動計画に基 づき、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を令 和7年度までに4%以上とするため、学生向け就 活イベントやセミナー等に参加し、消防業務の内 容ややりがいについてPRを行う。	学生向け就活イベント「未来ビュー長野」や高校 生を対象としたオンライン進路相談会等に参加 し、消防業務の内容ややりがいについてPR活動 を実施した。	全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を令和7 年度までに4%以上とするため、引き続き、就活 イベントやセミナー等においてPR活動を実施す る。	19
						消防局警防課	女性消防団員の募 集	女性消防団員を積極的に加入促進し、女性団員 の活性化を図る。	女性消防団員の加入促進のため、地域防災の要で ある消防団と共に加入促進用広報チラシの配布を 行う。	消防団による呼びかけ、チラシ配布等により4名 の女性消防団員の入団があった。	引き続き女性消防団員の加入促進のため、消防団 と共に加入促進用広報チラシの配布を行う。	20
			⑦ 女性の社会活動 への参画促進	14	女性同士の多様な分野の交 流促進	女性活躍の推進を図るため、地域おこ し協力隊などで地方と関わる都市部の 女性や、市内のあらゆる分野における 異業種交流など、様々な女性の交流を 積極的に推進します。	人権・男女共同参画課	女性のための異業 種交流会の開催支 援	普段触れることの無い異なる業種の方々と交 わることによって、価値創造や革新的な発想、幅 広い人脈形成につなげる交流会を開催する。	異業種交流会 1回	女性活躍推進進シンポジウム1回 参加者数47人	異業種交流会 1回
	15	NPOやボランティア団体 等への情報発信・連携強化		地域社会を支え、女性活躍への取組等 を進めるNPOなどとの連携を強化す るとともに、これら活動への市民参画 を促すための情報発信に取り組みま す。	人権・男女共同参画課	男女共同参画サ ポート事業の実施	男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象 に講座・講演会、調査研究の企画を公募し、市 民団体等の活動を支援する。	・講座・セミナー、講演会等 年間2企画以内（シンポジウム以外） ・シンポジウムA 年間1企画以内 （参加者70人程度見込めるもの） ・シンポジウムB 年間1企画以内 （参加者200人程度見込めるもの） ・調査研究 年間1企画以内	男女共同参画促進サポート事業 講座・講演会等開催支援（シンポジウムB） 調査研究支援事業 実施1事業	・講座・セミナー、講演会等 年間2企画以内（シンポジウム以外） ・シンポジウムA 年間1企画以内 （参加者70人程度見込めるもの） ・シンポジウムB 年間1企画以内 （参加者200人程度見込めるもの） ・調査研究 年間1企画以内	22	
	主要課題3 働く場等 における女性 活躍の推進 【女性活躍 推進法に基 づく市町村 推進計画】	⑧ 働く場における 男女の均等な機 会と待遇の確保	16	男女雇用機会均等法等の定 着・促進	労働関連法をはじめとする労働に関 する情報を提供し、男女の雇用機会均 等及び待遇の確保等について、国及び県 等の関係機関と連携を図り、市内事業 所の意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミ ナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じて いる性別による固定的な役割分担意識の是正を 図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職 員による講習会及び啓発DVDを活用したセミ ナー開催支援	セミナー回数 3事業所3回 参加者数75人	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職 員による講習会及び啓発DVDを活用したセミ ナー開催支援	23
						商工労働課	国・県等との連携 による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への男女均等 に関する資料を市関係所属に配布すること等を 通じ、市内の事業所への意識啓発を行う。	男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料を就職情 報サイト「おしごとながの」から周知するととも に、商工労働課パンフレットコーナーに配置す る。	男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料を就職情 報サイト「おしごとながの」から周知するととも に、商工労働課パンフレットコーナーに配置し た。	男女雇用機会均等法等の周知・啓発資料を就職情 報サイト「おしごとながの」から周知するととも に、商工労働課パンフレットコーナーに配置す る。	24
		⑨ 女性活躍の推進 に向けた取組強 化	17	女性の職域拡大と管理職へ の登用	事業所における性別にとらわれない職 業意識の醸成や職域拡大など、職場の 慣行を見直し、女性の管理職登用への 働きかけを行います。	人権・男女共同参画課	優良事業者表彰 の実施と公表	性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用等 を積極的に行っている事業者を表彰し、公表す ることで啓発を図る。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙、月間講演会開会式にお いて事業者の紹介	優良事業者賞 1社 株式会社サフィックス 奨励賞 1社 ICS-NET株式会社	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙、月間講演会開会式にお いて事業者の紹介	25
						商工労働課	国・県等との連携 による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性の職 域拡大と管理職への登用等に関する資料を市関 係所属に配布すること等を通じ、市内の事業所 への意識啓発を行う。	女性の職域拡大と管理職への登用促進などの周 知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとなが の」から周知するとともに、商工労働課パンフ レットコーナーに設置する。	女性の職域拡大と管理職への登用促進などの周 知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとなが の」から周知するとともに、商工労働課パンフ レットコーナーに設置した。	女性の職域拡大と管理職への登用促進などの周 知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとなが の」から周知するとともに、商工労働課パンフ レットコーナーに設置する。	26
		18	女性活躍推進に取り組む事 業者の支援	市内事業所における気運醸成と波及効 果を狙って、積極的に女性の活躍推進 に取り組む民間事業者を表彰し、その 特色のある取組事例の周知を進めま す。 また、事業者による女性が働きやすい 職場づくりや女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画の策定が努力義務 となっている企業への、計画策定を支 援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミ ナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じて いる性別による固定的な役割分担意識の是正を 図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職 員による講習会及び啓発DVDを活用したセミ ナー開催支援	【再掲】 セミナー回数 3事業所3回 参加者数75人	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職 員による講習会及び啓発DVDを活用したセミ ナー開催支援	27	
					商工労働課	国・県等との連携 による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性が働 きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基 づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料を市 関係所属に配布すること等を通じ、市内の事業 所への意識啓発を行う。	女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に 基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料 などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おし ごとながの」から周知するとともに、商工労働課 パンフレットコーナーに設置する。	女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に 基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料 などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おし ごとながの」から周知するとともに、商工労働課 パンフレットコーナーに設置した。	女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に 基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料 などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おし ごとながの」から周知するとともに、商工労働課 パンフレットコーナーに設置する。	28	

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標1

基本目標	主要課題	施策体系区分				実施事業					No.		
		基本施策	施策番号	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果		令和5年度 事業計画	
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題3 働く場等における女性の活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑨ 女性活躍の推進に向けた取組強化	19	働く女性の職業能力の開発機会の提供	働いている女性が、自らキャリア形成を行い、その能力が十分に発揮できるように、女性の活躍を推進するとともに、働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度、先進企業での事例などを発信し、企業の実態に応じた取組を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正、女性自身のキャリア形成の促進を図るセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	【再掲】 セミナー回数 3事業所3回 参加者数75人	・外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援 ・再就職・キャリア形成講座 3講座	29	
						商工労働課	就労支援講座の開催	勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センターにおいて、再就職に向けて就労支援講座を開催する。	キャリア形成・就労支援のための講座を勤労青少年ホームで計9講座開催する。	勤労青少年ホームにおいてキャリア形成・就労支援のための講座を企画、開催した。(63回開催 参加者延べ457人)	キャリア形成・就労支援のための講座を勤労青少年ホームで開催する。	30	
				契約課	仕事と子育ての両立等に配慮した入札制度	価格及びその他の条件で落札者を決定する入札方式(総合評価落札方式)の価格以外の評価項目に、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の項目を設定し、取組事業者の増を図る。	総合評価落札方式の入札件数を増やし、仕事と子育ての両立等に取り組む事業者増を目指す。	総合評価落札方式による入札件数 令和4年度：73件(不調、中止は除く) 令和3年度：74件(不調、中止は除く)	総合評価落札方式の価格以外の評価項目として次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の項目を設定する中で、入札の公正性等を考慮しながら総合評価落札方式の入札件数を増やすことで、仕事と子育ての両立等に取り組む事業者増を目指す。	31			
		⑩ 働く場におけるハラスメントの防止	21	事業者等に対する周知・啓発	職場等でのあらゆるハラスメント防止のための意識啓発や相談窓口等の情報提供に努めます。	職員研修所	ハラスメント防止のための研修の実施	ハラスメント防止のため、職員の意識啓発及び知識の向上を図る。特に、新たに職員となった者並びに新たに所属長及び所属長に準ずる職責を担うこととなった職員を対象にハラスメントについての理解を深める。	新規採用、管理職(課長補佐)昇任時にハラスメント防止の研修を実施する。	階層別研修に、ハラスメント防止をテーマとした講義を組み入れた。 (1) 新規採用職員研修 4/8 77名 (2) 新任係長研修 4/20 75名 (3) 新任課長補佐研修 5/11 74名 (4) 新任主査研修 5/18 55名 講師：内部講師(職員課人事担当職員)	・階層別研修に、ハラスメント防止をテーマとした講義を組み入れる。	32	
						人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントに関する内容のセミナーの開催を支援する。	・事業所等を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援 ・ハラスメント防止講座 1講座	セミナー(ハラスメント防止講座)回数 1回 参加者数29人	・事業所等を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	33	
			22	相談体制の充実	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談や支援に関わる職員のスキルの向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。	商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等へのハラスメント防止に関する資料を市関係所属に配布すること等を通じ、市内の事業所への意識啓発を行う。	ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	ハラスメント防止についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	35	
						職員課	要綱に基づく本市職員からの相談対応	「長野市役所の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、相談に係る環境づくりの実施を周知する。	ハラスメント全体の防止のため、要綱改正及び苦情相談処理窓口の設置等を周知する。	・新規採用、新任主査・係長・課長補佐、会計年度任用職員研修で要綱改正の内容等を周知	ハラスメント防止に向けた研修を実施する。	36	
			23	労働相談機能の充実	職業相談室を設置し、雇用、待遇、セクシュアル・ハラスメントなど、労働に関する相談機能の充実に努めます。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00 相談件数355件(電話306件、面接49件)	女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00 相談件数355件(電話306件、面接49件)	女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00	37	
							女性弁護士による女性のための法律相談	県弁護士会との共催により、女性特有の悩みにおいて、法的な見解が必要とされる場合に、女性弁護士が相談を受ける。	女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00~12:00 申込 相談前日 8:30から電話にて受付(先着4人)	女性のための法律相談 28件 毎月第2水曜日 10:00~12:00 申込 相談前日 8:30から電話にて受付(先着4人)	女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00~12:00 申込 相談前日 8:30から電話にて受付(先着4人)	38	
			⑪ 女性の就労支援	24	女性の再就職、能力発揮に対する支援	結婚・出産・育児・介護等で仕事を離職したものの、その後再就職を希望する女性に対して、情報の提供や資格取得講座等の開催により、再就職を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	結婚、出産等で一時仕事を中断した女性への再就職に向けて、再就職に関わる知識や就業に関する意識付けを行う講座を開催する。	再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 40講座(349回) ・ // 南部分室 30講座(200回)	企画講座 再就職支援講座 1講座(1回) 就業支援・資格取得 ・勤労者女性会館しなのき 27講座(186回) ・ // 南部分室 23講座(201回)	男女共同参画センター企画講座 再就職・キャリア形成講座 1講座(2階) 再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 40講座(200回) ・ // 南部分室 30講座(230回)	40
							商工労働課	再就職を支援するイベントの開催	結婚や出産等で一度は仕事を辞めた女性への再就職に向けて、就職活動の進め方、社会保険制度等の再就職に関わるセミナーを開催するとともに先輩社員の生の声を聴くことができるイベントを開催する。	結婚や出産等で一度は仕事を辞めたが、再就職を希望している女性等を対象としたイベント「ママたちのお仕事フェスタ」を開催する。	再就職や転職を考えている女性を対象としたイベント「ママたちのお仕事フェスタ」を開催した。(2回開催 参加者延べ56人)	再就職や転職を考えている女性等を対象としたイベントを託児付きで開催する。	41
				25	リカレント教育の推進とデジタル・デバイドの解消	多様な年代の女性の社会参画のため、一旦離職した女性のためのリカレント教育等の学び直しを通じたキャリア形成を支援します。また、性別・年齢・学歴の有無等の相違からICTの利用格差が生じていることから、女性のデジタル知識の普及促進を支援します。	人権・男女共同参画課	女性の社会参画のための学び直しの支援	勤労者女性会館しなのきにおいて再就職支援に関わる講座を開催する。	再就職支援のための講座【再掲】 ・勤労者女性会館しなのき 40講座(349回) ・ // 南部分室 30講座(200回)	就業支援・資格取得 ・勤労者女性会館しなのき 27講座(186回) ・ // 南部分室 23講座(201回)	・男女共同参画センター企画講座 再就職・キャリア形成講座 1講座 ・しなのき主催講座 再就職支援のための講座【再掲】 勤労者女性会館しなのき 40講座(200回) // 南部分室 30講座(230回)	42
							商工労働課	女性のデジタル知識の普及促進支援	デジタル化社会に対応したスキルアップのための講座を開催する。	・女性のデジタル人材育成講座 1講座	女性活躍推進セミナー 1講座 参加者数14人	女性のデジタル人材育成支援事業 1事業(5回)	43
		26		起業家の支援	就業形態のひとつである起業に関する女性向けの講座を開催すると共に、起業に関する相談等の支援に努めます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	勤労者女性会館しなのきにおいて起業家育成支援に関わる講座を開催する。	女性起業家支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 2講座(10回) ・ // 南部分室 1講座(5回)	就業支援・資格取得 ・勤労者女性会館しなのき 27講座(186回) ・ // 南部分室 23講座(201回)	・しなのき主催講座 再就職支援のための講座【再掲】 勤労者女性会館しなのき 40講座(200回) // 南部分室 30講座(230回)	45	
						商工労働課	起業に関する講座の開催	勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センターにおいて、起業に関する講座を開催する。	起業に関する講座を勤労青少年ホームで計2講座、中高年齢労働者福祉センターで1講座開催する。	勤労青少年ホームにおいて、起業に関する講座を開催した。(3回開催 参加者延べ8人)	勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センターにおいて、起業に関する講座を開催する。	46	

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標1

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分				実施事業					No.	
			施策番号	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果	令和5年度 事業計画		
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題3 働く場等における女性の活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑬ 農業や自営業等における男女共同参画の推進	27	農業経営への女性の参画支援	農業経営への女性の参画を通じて、近代的な農業経営を確立するため、家族経営協定の締結を支援します。	農業政策課	家族経営協定締結拡大の取り組み	認定農業者認定業務等で、当該協定の締結が必要な場合は、関係者が適切に締結できるように支援していく。	認定農業者認定業務等で、当該協定の締結が必要な場合は、関係者が適切に締結できるように支援していく。	親元就農支援事業において、家族経営協定の締結に向けた支援を行った。(締結実績：3件)	親元就農支援事業等で、当該協定の締結が必要な場合、関係者が適切に締結できるように支援していく。	47	
			28	農業の場における女性リーダーの育成	地域のリーダーとなる人材育成のため「長野市農村女性ネットワーク研究会」などが実施する研修会や講習会の事業に対し、補助金の交付等の支援を実施します。	農業政策課	女性活動グループへの支援	農業分野のリーダーとして地域で活躍する女性を育成するため、女性農業者の団体に補助金を交付するなど、活動を支援する。	・「長野市農村女性ネットワーク研究会」への補助金の交付(423,000円)し、活動を支援する。 ・「長野市農村女性いきいき活動推進協議会(年4回)」を開催し、活動報告の作成や第28回長野市農村いきいきフォーラムの実施(R4.12講演会(リモート開催))を支援する。	・長野市農村女性ネットワーク研究会へ補助金を交付(423,000円)し、活動を支援する。 ・長野市農村女性いきいき活動推進協議会(年4回)を開催し、活動報告の作成や第28回長野市農村いきいきフォーラムの実施を支援する。	・長野市農村女性ネットワーク研究会への補助金の交付(423,000円)し、活動を支援する。 ・「長野市農村女性いきいき活動推進協議会」の開催(年4回程度)および長野市農村いきいきフォーラムの実施を支援する。	48	
			29	自営業者や家族従業者である女性の能力向上の支援	自営業者及び家族従業者である女性への男女共同参画についての情報提供や学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	自営業者及び家族従業者への男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	ホームページで随時情報提供 情報コーナー図書購入 18冊	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	49
						商工労働課	自営業者及び家族従業者への情報提供	労働局・職安・県からの男女共同参画に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、自営業者及び家族従業者である女性への情報提供を行う。	男女共同参画に関する資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	男女共同参画に関する周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	男女共同参画に関する資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	50	
			30	性別にとらわれない職業意識の醸成	高等教育機関と連携して、女性の理工系や男性の看護系への進学など、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現の理解を深めるための支援を実施します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナー(高等教育機関連携事業)の開催	次世代を担う学生に男女共同参画を理解してもらうため、外部講師による男女共同参画セミナーを開催する。	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	セミナー回数 3校3回 参加者数283人	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	51
						商工労働課	—	—	—	—	—	—	—
			31	あらゆる分野への女性の参画促進	建設業、製造業など、男女の固定的な性別役割分担意識等により女性の参画が少ないと考えられる分野において、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた情報提供や啓発を推進します。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	男女の固定的な性別役割分担意識や、トイレや更衣室などの設備面も含めた就労環境が十分に整備されていないことにより、女性労働者が少ないと考えられる分野において、女性の参画を促進する取組等の情報収集・提供を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	【再掲】 ホームページで随時情報提供 情報コーナー図書購入 18冊	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	53	
						商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性が働きやすい職場環境の整備に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	女性が働きやすい職場環境の整備についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	女性が働きやすい職場環境の整備についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	女性が働きやすい職場環境の整備についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	54	
			主要課題4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑮ 職業生活と家庭生活の両立に向けた環境づくり	職業生活と家庭生活の両立に向けた環境づくり	32	働く女性の出産・育児等にかかわる保護	関係機関と連携を図りながら、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して働くことができるよう関係する制度を周知します。	人権・男女共同参画課	市内事業所への情報提供	市内事業所へ制度の情報を提供し、周知を図る。	・長野市企業人権教育推進協議会と連携して、情報を市内事業所へ提供し、周知を図る。 ・市内中小事業者訪問は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、計画する。	【再掲】 研修会において女性活躍推進セミナー・シンポジウムを周知
	商工労働課	国・県等との連携による啓発							労働局・職安・県からの事業所等への女性が妊娠中及び出産後も安心して働くことに関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	女性が妊娠中及び出産後も安心して働くことに関する制度等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	女性が妊娠中及び出産後も安心して働くことに関する制度等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	女性が妊娠中及び出産後も安心して働くことに関する制度等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	56
	33	育児・介護休業制度等の活用の促進				仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるように、男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度等の活用を促進します。	人権・男女共同参画課	市内事業所への情報提供	市内事業所へ労働に関する情報を提供し、意識啓発を図る。	長野市企業人権教育推進協議会と連携して情報提供と意識啓発を行う。	【再掲】 研修会において女性活躍推進セミナー・シンポジウムを周知	長野市企業人権教育推進協議会と連携して情報提供と意識啓発を行う。	57
							商工労働課	子育て雇用安定奨励金の交付	仕事と子育ての両立推進のため、働きやすい雇用環境づくりを支援する事業所に奨励金を交付する。	子育てと仕事の両立支援の促進と奨励金周知のため、関係機関へチラシを配付し、掲出してもらうように依頼する。	改正・育児介護休業法に関する企業対応・助成制度活用をテーマとした働き方改革啓発セミナーをオンラインで開催した。(7社10人が参加)	子育てと仕事の両立支援の促進と奨励金周知のため、関係機関へチラシを配付し、掲出してもらうように依頼する。	58
	34	多様な就労形態の促進				フレックスタイム制、短時間正社員制度、テレワーク等、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について、事例を収集し、提供することにより普及を図ります。	人権・男女共同参画課	市内事業所の情報収集及び提供	市内事業所へ労働に関する情報の収集及び提供を行い、意識啓発を図る。	長野市企業人権教育推進協議会と連携して情報収集を図り、それらの情報提供と意識啓発を行う。	【再掲】 研修会において女性活躍推進セミナー・シンポジウムを周知	長野市企業人権教育推進協議会と連携して情報収集を図り、それらの情報提供と意識啓発を行う。	59
							商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等へのワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置した。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	60
	35	家庭生活における男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担意識に気付き、男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育が行われるよう啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、家庭生活における男女共同参画の意識向上を図る内容の講座を開催する。	・男性の家庭参画講座 1講座 ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座	男性の家庭参画講座 1講座(1回)参加者数20人 ワーク・ライフ・バランス講座(県主催講座 サテライト) 1講座(1回)	・男性の家庭参画講座 3講座	61			
家庭・地域学びの課				市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座の開催	市立公民館・市交流センターにおける男性の家事参加等を促進するための各種講座の開催	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。	企画公民館数：5館 事業数計：9事業 開催回数：計11回 延べ学習者数：101人	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。	62				
36	働き方の見直しに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が、企業にとっても大きなメリットになることを事業主等へ啓発します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	事業所を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	【再掲】 セミナー回数 3事業所3回 参加者数75人	事業所を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	63				
			商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等へのワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、事業主等への意識啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	改正・育児介護休業法に関する企業対応・助成制度活用をテーマとした働き方改革啓発セミナーをオンラインで開催した。(7社10人が参加)	働き方改革啓発セミナーを開催する。	64				
37	所定外労働時間短縮の促進	心身ともに豊かでゆとりのある生活を実現し、男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立ができるように所定外労働時間の短縮について啓発します。また、市役所において、職員の時間外勤務の短縮を推進します。	職員課	時間外勤務の短縮	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持増進のため、時間外勤務の短縮を図る。	・勤務時間の把握、労務管理の徹底を呼びかける。 ・所属単位の目標設定や所属単位のノー残業デーに取り組むことで、時間外勤務の短縮を進めるとともに、まずは長時間労働の解消を優先し、業務量の平準化に重点を置いた取組を行う。	・年度当初に時間外勤務の縮減及び適正管理の徹底の周知を図り、上半期及び年度末に実施状況を把握した。 また、ノー残業デーには庁舎一斉放送により周知に努めるとともに、安全衛生委員会による職場巡視を年2回実施し、時間外勤務命令のない職員数を把握し、定時退庁するよう呼びかけた。	・勤務時間の把握、労務管理の徹底を呼びかける。 ・所属単位の目標設定や所属単位のノー残業デーに取り組むことで、時間外勤務の短縮を進めるとともに、まずは長時間労働の解消を優先し、業務量の平準化に重点を置いた取組を行う。	65				
			人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	事業所を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	【再掲】 セミナー回数 3事業所3回 参加者数75人	事業所を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	66				

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標1

基本目標	主要課題	施策体系区分				実施事業					No.		
		基本施策	施策番号	具体的施策	内容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果		令和5年度 事業計画	
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑯ 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進				商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働時間の短縮に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置した。	仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。	67	
						人権・男女共同参画課	優良事業者表彰の実施と公表	人権に配慮し、男女が共に働きやすい職場環境づくりのための積極的な取り組みを行っている事業者を表彰する。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社(者)以内 ・優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙、月間講演会開会式において事業者の紹介	【再掲】 優良事業者賞 1社 (株)サフィックス 奨励賞 1社 ICS-NET(株)	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社(者)以内 ・優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙、月間講演会開会式において事業者の紹介	68	
						商工労働課	ホームページ等による情報発信	多様な生き方・働き方について、資料を市関係所属に配布すること等を通し、情報発信を行う。	就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、関係資料を商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	多様な生き方・働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、関係資料を商工労働課パンフレットコーナーに配置した。	多様な生き方・働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、関係資料を商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	69	
	⑰ 市役所における職業生活と家庭生活の両立の促進					職員課	市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進	市職員に家庭生活への参画を促し、仕事以外の生活の充実への職員意識の高揚を図ることにより、市職員の職業生活と家庭生活の両立推進に取り組みます。	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持増進のため、働き方改革の推進を図る。	時差出勤やテレワークの導入等、市職員の職業生活と家庭生活の両立推進に向けた取組を進める。	・新型コロナウイルス対策も兼ねて年次休暇等の取得促進を庁内へ通知 ・年間平均年次休暇取得日数 10.75日(令和3年平均10.67日)	全職員の年間5日以上の年次休暇の取得促進や子の出産等により育児参加等が必要になる職員に対して育児休業取得を促進するなど、市職員の職業生活と家庭生活の両立推進に向けた取組を進める。	70
						職員課	男性職員の育児休業取得率向上への取組	男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知などを図るとともに、所属長からの対象職員への直接的な働き掛けや職場の雰囲気づくりに努め、働き方改革の推進による職場環境の整備などの取組を行います。	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持増進のため、働き方改革の推進を図る。	時差出勤やテレワークの導入等、市職員の職業生活と家庭生活の両立推進に向けた取組を進める。	・改正された育児休業法等に関して、職員ハンドブックを更新し周知を図った。 ・管理職研修において、育児休業取得促進について取り上げた。	管理職に対し育児休業等子育て支援に関する研修を行い、男性職員の育児取得率100%に向けた理解を図る。 また、若年層向けに対しても出産に関する休暇等の制度周知を図り、関係休暇の取得向上に努める。	71
						全課							
	⑱ 子育てや介護等の支援の充実					健康課	長野市子育て応援アプリ「すくすくナビ」の提供	妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報提供やスケジュール管理等、子育てに役立つ機能をまとめた無料のスマートフォン用アプリケーションを配信するもの	妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を随時配信する	・妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を随時配信した	妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を随時配信する	73	
						子育て家庭福祉課	子育て支援や保育・児童育成に関する情報提供	子育て支援や保育・児童育成に関する情報について、各種ガイドブックやホームページ、ながのわくわく子育てLINE、子育て応援アプリ「すくすくナビ」等で情報提供します。	・ガイドブックやホームページにより子育てに関する情報を提供する。 ・妊娠・出産から子育てに関する基礎知識やアドバイス、市の子育て支援情報などを「ながのわくわく子育てLINE」により配信し、情報を提供する。	・「子育てガイドブック」の発行(14,000部)、配布(市民窓口課、支所、保健センター等で、転入した子育て世帯や、出生あるいは妊娠の届出時に配布、希望者にも配布) ・「ながのババ手帳(父親向け冊子)の配布(市民窓口課、支所、保健センター等で、希望者に配布) ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊娠婦、パートナー、家族に対して情報配信を行う。	・子育てに対する不安を解消し、子どもを育てやすい環境をつくるため、子育てに関する各種サービスを紹介する「子育てガイドブック」を発行した(14,000部)。 ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊娠婦、パートナー、家族に対して情報配信を行った。(配信件数 マテニティ期:89人 子育て期:2,052人 合計2,141人)	・「子育てガイドブック」の発行(12,000部)、配布(市民窓口課、支所、保健センター等で、転入した子育て世帯や、出生あるいは妊娠の届出時に配布、希望者にも配布) ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊娠婦、パートナー、家族に対して情報配信を行う。	74
						保育・幼稚園課	多様な就労形態にあった保育の充実	働く親の多様な就労形態にあった延長保育・一時預かり・病児保育等の保育サービスの充実を諸団体と連携し、推進します。	出産後、就労形態や様々なニーズに対応できるよう、乳幼児を対象に保育を実施する。	引き続き、以下の事業について継続実施する。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業	・延長保育事業 公立6園、私立49園で実施 ・一時預かり事業 一般型(指定園 公立7園、私立6園)、幼稚園型(公立2園、私立7園)で実施 ・病児保育事業 令和5年度に1医療機関で新規開設予定	引き続き、以下の事業について継続実施する。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業(1医療機関で新規開設準備中)	75
						子育て家庭福祉課	安心して社会参画できる子育て支援の充実	子どもと保護者の様々な不安や悩みに対する相談を行います。相談を行います。また、「地域子育て支援センター」などで、育児情報の提供や育児相談、子育て親の交流事業等を行うなど、子育て支援の充実を図ります。	子どもやその保護者などからの、様々な悩みや相談を受け付けるとともに、必要に応じて関係課、関係機関にもつなげる。	・子ども総合支援センターにおける相談の受付 ・夜間(17:15~19:30)にも相談受付を行う ・にこにこ園訪問での相談	・子ども総合支援センター相談件数 1,203件 ・にこにこ園訪問相談件数 1,463件	・子ども総合支援センターにおける相談の受付 ・にこにこ園訪問での相談	76
⑱ 子育てや介護等の支援の充実					保育・幼稚園課	子育て相談等の実施	地域子育て支援センター、こども広場、保育所及び認定こども園において、子育て不安の軽減、解消のために、子育てに関する情報提供等を実施する。	「地域子育て支援センター」などで、育児情報の提供や育児相談、子育て親の交流事業等を行うなど、子育て支援の充実を図ります。	地域子育て支援センター、こども広場、保育所及び認定こども園で、未就園児とその保護者に交流や遊びの場を提供し、子育てに関する情報提供及び育児に関する相談等を行った。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大により、利用制限を設け実施した。	地域子育て支援センター、こども広場、保育所及び認定こども園で、未就園児とその保護者に交流や遊びの場を提供し、子育てに関する情報提供及び育児に関する相談等を行う。	77		
					こども政策課	放課後子ども総合プランの推進	・小学生に対し放課後等に安全で安心な遊びの場及び生活の場において多様な体験活動、交流等の機会を提供する。 ・既存施設(児童館・児童センター)のほか小学校内施設(子どもプラザ)等を活用し、利用を希望するすべての児童の受入校区の拡大と実施施設の充実を進める。	・プラン事業登録児童数 8,435人(R4.5.1) ・延長拡大については、各校区のニーズに応じ導入する ・希望児童の受け入れ拡大については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ判断する ・老朽化する児童センター等の学校内への移転(プラザへの集約)の検討、実施を進める	・プラン事業登録児童数 8,435人(R4.5.1) ・延長拡大はニーズ調査を各校区で行い、1校区で実施した。 ・希望児童の受け入れ拡大を1校区で実施した。 ・1校区で校外施設を休館・廃止し、校内施設へ統合した	・プラン事業登録児童数 8,297人(R5.5.1) ・延長拡大については、各校区のニーズに応じ導入する ・希望児童の受け入れの拡大を行う ・児童センター等の学校内への移転(プラザへの集約)の検討、実施を進める	78		
					保育・幼稚園課	ファミリー・サポート・センター事業の充実	地域において乳幼児や小学生等の児童の預かりの援助を依頼する者と援助を提供する者の相互支援組織である「ファミリー・サポート・センター」事業を充実させ、利用を促進します。	・子育ての助けをしてほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)の会員組織 ・会員同士をファミリー・サポート・センターが仲介し、子育ての相互援助活動を行う。	地域において乳幼児や小学生等の児童の預かりの援助を依頼する者と援助を提供する者の相互支援組織である「ファミリー・サポート・センター」の提供会員及び両方会員を確保し、利用を促進します。	・入会説明会実施 15回(118名)、個別入会説明43回(45名) 合計163名参加 ・提供会員養成講習会実施 2回(10名参加)	提供会員及び両方会員の確保に努め、利用を促進する。	79	
⑱ 子育てや介護等の支援の充実					地域包括ケア推進課	地域包括支援センター等による総合相談支援事業	・地域包括支援センターに、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士の専門職を配置し、在宅介護に関する相談に対して、適切なサービスや制度・機関へつなげる、又は、情報提供を行う等の支援を行う。 ・在宅介護支援センターは、身近な相談窓口として、地域包括支援センターの行う総合相談支援事業を補完する。	・地域包括支援センターの運営 直営センター1か所 委託センター19か所+ワ+センター1か所 ・在宅介護支援センター(プランチ)の設置 委託センター4か所	・サブセンターを含め21か所の地域包括支援センターと、4か所の在宅介護支援センターで相談事業を実施し、相談受付件数の合計は48,485件	・地域包括支援センターの運営 直営センター1か所 委託センター19か所+ワ+センター1か所 ・在宅介護支援センター(プランチ)の設置 委託センター4か所	80		
					介護保険課	介護サービスガイドブック等の作成・配布	介護保険を利用するための手続方法や介護保険で利用できるサービス事業者等の情報を冊子パンフレットにして配布する。	・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	81		

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分			実施事業					No.	
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果		令和5年度 事業計画
⑱	男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	男性の家庭生活や地域活動への参画の促進	47	男性の家庭生活への参画意識の醸成	家庭における、男性の家事や育児、介護への参画を促進するため、各種講座等を開催します。 また、家事や子育てへの参画等の促進にもつながる男性の働き方、休み方への意識啓発に取り組みます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男性の家事・育児・介護等への参画を促進する各種講座を開催する。	男性の家庭参画講座 1講座【再掲】	【再掲】 男性の家庭参画講座 1講座（1回）参加者数20人	男性の家庭参画講座 3講座【再掲】	82
						高齢者活躍支援課	老人福祉センター等での講座・セミナーの開催	老人福祉センター等において、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目的とした各種講座を実施する。	健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、男性を対象とした料理教室、介護講座等を実施する。	・老人福祉センター等において「男性のストレッチ教室」、「男の脳鳴俱樂部」等の男性を対象とした講座を実施。 参加者延べ 2,165人（全て男性）	健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、男性を対象とした料理教室、介護講座等を実施する。	83
						地域包括ケア推進課	介護者教室の開催	・高齢者を介護している家族や近隣の援助者等を対象として、介護方法や介護サービスの利用方法等の知識・技術を習得させるとともに、介護者同士の交流を図る。	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへ業務委託により介護者教室を開催 年間62回開催予定	【開催実績】 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターで実施 延べ回数 47回、延べ参加人数 471人	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターへ業務委託により介護者教室を開催 年間72回（24センター×3回）開催予定	84
						健康課	マタニティーセミナー	・保健センターにおいて、妊娠中の夫婦に対して妊娠・出産のための母体保護に関する知識の普及を図る。 ・NPOと協働で妊娠中の夫婦に対して妊娠出産のための母体保護に関する知識の普及を図る。	「じゃん・けん・ぼん」及び「このゆびとまれ」において毎月1回日曜日に開催する。	休日 開催回数：24回 参加者数：655人（うち配偶者：323人）	じゃん・けん・ぼん」及び「このゆびとまれ」において毎月1回日曜日に開催する。	85
						商工労働課	—	—	—	—	—	86
						家庭・地域学びの課	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座の開催	市立公民館・市交流センターにおける男性の家事参加等を促進するための各種講座の開催	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。	企画公民館数：5館 事業数計：9事業 開催回数：計11回 延べ学習者数：101人	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。 （再掲）	87
			48	男性の地域活動への参画意識の醸成	男性が地域活動にも参加できるよう学習機会を提供するとともに、男女共同参画の視点を持って地域活動を行うよう啓発します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する講座を実施する。	ワーク・ライフ・バランス講座 1講座【再掲】	ワーク・ライフ・バランス講座（県主催講座 サテライト） 1講座（1回）	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	88